

○津島委員長代理 内閣提出、裁判所の休日に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。田原法務大臣。

裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○田原国務大臣 裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

政府においては、平成三年八月七日付の人事院勧告の趣旨にかんがみ、行政機関において、完全週休二日制を実施するため、すべての土曜日を行政機関の休日として勤務を要しない日とする必要があると考へ、一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案を提出しているところでありますが、裁判所においても、これと同様の趣旨で完全週休二日制を実施する必要があります。

そこで、この法律案は、裁判所において完全週休二日制を実施するためにすべての土曜日を裁判所の休日としようとするものでありまして、その要点は、次のとおりであります。

第一に、現在、土曜日については、毎月の第二土曜日及び第四土曜日を裁判所の休日と定めておりますが、これを改め、すべての土曜日を裁判所の休日とし、その日には裁判所の職務が原則として行われないことを明確にすることといたしております。

第二に、民事訴訟法及び刑事訴訟法における期間の計算について、所要の改正を行うことといたしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決く

ださいますようお願いいたします。

○津島委員長代理 これにて趣旨の説明は終わりました。

○津島委員長代理 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小森龍邦君。

○小森委員 先ほど提案をされました裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案、中身は裁判所の週休二日制を実現するという内容でございます。

まずお尋ねをしたいことは、裁判所の休日が今日の状況よりは月に二日ないし三日ぐらいあふることになります。国民の裁判を受ける権利ということから関係いたしましたして、その他いろいろ刑事上の手続について、権限を有する司法官憲の発する格別の令状ということが憲法に書いてありますが、そういったこととの関係におきまして仕事の流れは支障がないであろうか。まず、大まかでありまされども、この点をお尋ねいたしたいと思います。

○上田最高裁判所長官代理者 お答えを申し上げます。現在、御承知のとおり第二土曜日と第四土曜日を閉庁していただくわけでございますが、現在のところ、委員御指摘のような国民の裁判を受ける権利に対する弊害は生じていない、このように考えております。

○小森委員 今までは日曜日が休みであつて、それからごく最近になって、一カ月二回休んで二回は出勤をしておたわけですが、今度は本当の週休二日になる。そういうことで、今までは支障がなかったということ、今回はまたそれだけ余計加わるわけでありまして、その点をお尋ねしておりますので、その点も含めてお答えいただきたいと思います。

○上田最高裁判所長官代理者 現在第二土曜日と第四土曜日を閉庁しておりますが、その場合に

おきまして、例えば受付事務でございますとか令状事務でございますとか、その他真に緊急な処理を必要とする事務につきましては、あるいは宿日直体制あるいは職員の自宅待機等の方法によりましてこれを処理しております。また処理が真に緊急を要し、土曜日において処理しなければならぬものにつきましてはなるべく金曜日に中へ処理を行う、こういう配慮も行っているところでございます。

したがいまして、今後完全週休二日制になりました場合におきましても、今までと同様あるいは今以上にそれだけの事務処理に遺漏のないように十分配慮をまいりたい、このように考えております。

○小森委員 いつも私が使うせりふですが、言葉で言うことは簡単なんですけれども、一番この極限状態のことを考えてみると、例えば完全に週休二日になりますと、裁判官はその休みの土曜日にちよつと判を押すとかというぐらゐのことは、判を押す仕事は簡単ですが、それを慎重に判断するとかあるいはまた判決文をつくらとか公判記録を読むとかということについては、今日の一月に二回の土曜日が休日の場合と四回あるいは五回休日の場合とでは、平均いたしますと恐らく八時間も九時間も月に休みの時間があふるわけでありまして、裁判官は神様ではありませんから、それだけの時間が狭められて一体じつくりと物が考えられるのであろうか。また、いや、私は勝手にアルバイト、アルバイトというか家に持って帰つてするんだとか、それは休みという建前だけれども私はやるんだというふうな裁判官の態度なのか。私にはやるといふようなことに随分追いまくられておりますけれども、例えば私の土曜の日程、半日といえども月に二日ほどないものとしたら大分私らの行動というものは不便を来す。忙しい仕事にかかわる者はそういうことを思うのですが、その点は裁判所の方はどうでしょうか。

○上田最高裁判所長官代理者 私の乏しい経験で

大変恐縮でございますが、私が地方裁判所に勤務していたときのことを申し上げさせていただきますと、必要に応じて土曜日でも日曜日でも記録を読んだりあるいは判決を書く、こういうことをやっております。恐らく私以外の裁判官も同様なことがあるのではなからうかと思っております。

○小森委員 そうすると、裁判官の体は楽にならないということだと思いますが、やはり重大な判断をするわけですから、裁判官の体が楽にならないということが非常に大きなウェイトを占めるわけでありまして。

先般、裁判所の職員の定数を改正する法律案のときにも私申しましたが、大丈夫か、つまりふやさなければいかぬのじゃないかと言いましたら、いや、弁護士の日程との詰めでおくれているだけで、うちの方は余裕があるんだというふうな意味のことを言われましたが、私はその辺のところを大変心配いたしております。しかし、今のようなお答えでは公式的な議論としては対応できないのではないかと思います。必要があれば土曜日でも日曜でもやる、事実上はそうかもしれないけれども、それでは休日にするという意味がないと私は思いますが、それはどうでしょうか。

○上田最高裁判所長官代理者 休日にするという意味は、要するに裁判所に出てこなくてもいい、こういう理解をいたしております。

○小森委員 では、裁判官の場合の休日は裁判所に出てこなくてもよいという程度のものなのですか。やはり休暇をとれという意味じゃないのですか。

○上田最高裁判所長官代理者 先ほど申しましたのは、必要に応じて休日、土曜日とか日曜日等にも判決文を書いたり記録を読むということでございます。常に土曜日、日曜日、祝日等に記録を読んだり判決を書くという趣旨ではございませんので、その辺御理解をいただきたいと思います。○小森委員 私がこういうことにこだわるのは、例えば最近出されております判決、つい最近は再

審判開始の判決が出ておりました。後ほどこれはまたいろいろやるのですけれども、きょう残された時間です。それをお尋ねしようと思っておりますけれども、証言の信憑性とかあるいは自白の信憑性とかということ、死刑から無罪に返つてくるというような例が最近ありますね。それは命が守られたことであつて、その結果は私は非常によいことだと思つてゐるのです。白鳥決定以来のあの方向といふのは非常によいことだと思つてゐるのですけれども、人間一人の命が権力の判断によつて奪われるか奪われないかという状況のときに、必要に応じて休みでもやるのですというやうなことで、私は本當の意味で裁判を受ける権利が守られてゐるということにはならないのじゃないか、そこを思ふのです。今時間の関係で裁判官のことだけに絞つて言つていただきますけれども、何もこれに反対といふことでは言つてゐるのではないが、しかしそこは国民の権利を守る立場からいへば、心配事項としてよく議論をしておかなければならぬ、こう思ふのですけれども、どうでしょうか。

○上田最高裁判所長官代理者 大変難しい御質問でございますが、裁判官の仕事のあり方として、私の乏しい経験を申し上げさせていただきますと、自分の抱えている事件につきましても、非常に難しい問題点を抱えた場合には、いろいろな場所を考えた上でございまして、いろいろな場合でございまして、必ずしも裁判所へ来てるときだけ物を考えるというわけではございませんので、その辺も御理解いただければありがたいと思ひます。

○小森委員 それは私も、今度どういふ質問をしようかなと電車の中でも、ちよつとした寢覚めるときにも考えるのです。しかし、やはり人の大變な権利にかかわる問題ですから、命にかかわる問題ですから、一定程度は体を少し楽にして、そして関係書類なども思ひついたときにはばらばらとめくつて見るという状況の中で考えることが必要なのではないか、そういう意味で申し上げてい

るわけですね。しかしながら、当局側がいや、それで大丈夫なんだと言われるのだからこれ以上のことは申しませんけれども、しかし私はそういう心配を保持して、こういうことを申し上げておきたいと思ひます。

したがつて、こんなことを念を押す必要はないが、国会でもそこを心配されておるから、慎重には慎重を期して証言の信憑性とか自白の信憑性とかといふことはやつてもらひにや困る、こんな雰囲気がこの議論で広がればよいと私は思ふのです。あなた方はそういうことを裁判官に対して特別に言うかどうか知らぬけれども、国会の法務委員会ではそういうことを心配する向きもあつた、事実の問題としては恐らく法務委員会の記録も読まれるのだらうと思ひますから、ひとつその点を指摘させていただきたい、こう思ひます。

それから次に、余り難しく理屈を組み立ててもいかぬのですけれども、先般このこともちよつと質問を申し上げたかと思ひますが、裁判所の旅費の問題で不祥事があつた。それはしかるべく整理をした、こういう報告でございまして、恐らく全国的に緊張しておられることと思ひますが、やはりこういういふ不祥事が起きたときには行政機関でありましたらある程度責任が明確になるような措置をとりますね。それから、民間運動団体だつてそうですね。規律委員会とか統制委員会とか風紀委員会とか、さまざまのものがあつてやりやしません。今回、實際最高裁はこの問題について、人事に絡んではどういふ措置をとられたのでしょうか。

○上田最高裁判所長官代理者 委員御指摘のとおり、会計検査院の検査報告におきまして、旅費の管理に關し適正を欠くという指摘を受けて、裁判所に対する国民の信頼を著しく傷つけたことは大変申しわけないことだと思つております。そこで、東京地方裁判所ほか六裁判所の所長それから最高裁判所の所長に對しまして、最高裁判所及び關係の高等裁判所におきまして懲戒処分

としての戒告を含む処分を行つております。各地家裁の所長や最高裁判所事務総長に對しましては成規の懲戒処分としての戒告処分でございます。また、昨年の十二月四日に開かれました最高裁判所の裁判官會議におきまして、「このやうな事態が発生したことを猛省し、裁判所職員の職責の重大さを自覚し、二度とこのやうな事態が生じないやう厳正に予算の執行を行ふなど、職務の遂行に万全を期し、国民の信頼を回復するやうに努める。」旨の最高裁判所事務総長の依命通達を出すことをお決めたのであります。

以上でございます。

○小森委員 それは、そういう依命通達を出すといふことを決めておるのであつて、まだ出してはいないのですか。

○上田最高裁判所長官代理者 失礼いたしました。出してあります。

○小森委員 それでは、先ほど答弁を聞いておりますと最高裁の事務総長も処分をした、こういうこととございしますが、この最高裁の當時の事務総長はどこの高等裁判所の所長か何かで転任されておりますか。それはどうですか。

○上田最高裁判所長官代理者 最高裁判所の當時の事務総長は、その後大阪高等裁判所の長官に転任しております。

○小森委員 裁判所の中の常識といひますか序列に關する常識といふやうなもの、一般国民の見る目とは違ふ点があるかも知れませんが、国民がこれを受けとめておるの、何だ、あんな事件を起こして、その事務の一番最高の立場の人が高等裁判所の所長に栄転したじやないか、こういう考え方があるのです。これはどうですか。処分をしたと言ひながら国民の目にそう映るという事になつたら、それは処分の価値はないし、裁判所がぴりつとしておるといふことはならないと私は思ひますが、その点はどうですか。

○上田最高裁判所長官代理者 當時の最高裁判所事務総長の戒告処分は、監督責任を問われたわけ

でございます。先ほど言葉が足りませんでしたので、つけ加へさせていただきます。なお、大阪高等裁判所長官への任命は内閣の人事でございまして、そのことを御理解いただきたいと思います。

○小森委員 それは究極に手続からいへば内閣の人事でしよう。だけれども、中身は、あれは内閣がやつたことだからといふことにはならないでしよう。そういう逃げ口上はいけませんので、私が言つておることは、要するにそれを国民は、そんなことを言うけれども榮転ではないかと思つてゐる、そのことについての問題なんですからね。高等裁判所のあれは最高裁が名簿をつくるのじやないのですか。内閣は確かにやるのですけれども、最高裁は高裁の人事については全然かわりませんか。その点どうですか。

○上田最高裁判所長官代理者 私は直接の所管でございせんので詳しくはわかりませんが、判事あるいは判事補につきましては最高裁判所が名簿をつくりまして内閣へお出しする、こういうふうにしてあります。

○小森委員 それはまた調べてみますし、私なりの知識を整理しますが、きょう私が尋ねておることは、そういう手続によつて答弁を要するといふやうなことを私は想定してゐない。やはり、法の番人だと言ふならば、番人に番人をつけにやいけぬやうなことは国民に思はしてはいけません。番人に番人をつけるというのは、法の番人は、裁判所の關係といふのは、みづからが自律的にそれを自主コントロールするといふところに究極の――究極はさうですよ。自主的に自主コントロールするといふところに、裁判官の身分の保全といふか、そういうものが憲法事項として存在しておるといふのはそこなんです。それを国民からそういう目で見られたの、私はこれはさまにならぬと思ひますがね。しつこいやうでございけれども、精神的態度を尋ねてゐるんですよ。いかがですか。

○上田最高裁判所長官代理者 会計検査院において、經理の關係で不適正な事例があつたという御指摘を受けたことは大変遺憾なことであると考え

ておりますし、二度とこのようなことがあつてはならないと考えている次第でございます。
○小森委員 答えにはなっていないのです、それは。

つまり、裁判所がそういう不祥事を起こした、そしてその処分をしたと言つけれども、人の目には、国民の目には、ああ栄転されたな、こう映つたのでは、裁判所はいかげなことをするとするところじゃないという国民のその思いと、それに対する裁判所の精神的態度というものを尋ねているんです。わかりませんか、私の言うところが。
○上田最高裁判所長官代理者 お答えになるかどうかはわかりませんが、人事異動、特に具体的な個々の人事異動につきましては、諸般の事情を考慮して決められるものでございまして、懲戒処分を受けたというところは、諸般の事情の一つとしては考慮されますが、それだけでは決められないのではないかと考えております。

○小森委員 それじゃ、はっきり言うておきますけれども、国民は裁判を余り信用しません。そういう言葉で、法務委員会における議論のやりとりが、この問題に関して、私にしましてはここでとを引くとしたら、まことにそれは残念な話ですよ。そういう意味で言つておるわけですからね。だんだん時間がたつから、きょうはそのことはこの程度にしておきます。

それでは、次に移りまして、先ほど番人の番人というのを私申しました。結局、今のようないふ目に見えたことなんでしょうが、裁判が、自白の信用性とか証言の信用性とかということを含めて百八十度違う結論が出てくるということがあるれば、当事者はそれで助かった、こういうことになるわけだけれども、いや、裁判というものはいいかげんなものじゃない、裁判官の単純な思いでそうなるのか。こうなると、それは番人にだれを番人をつけるか、これは広範な国民の裁判批判、裁判所からいへば非常に嫌なことだと思ひますけれども、国民の広範な裁判批判というものをその基盤に置かなければならぬというふうに私は

思います。これは松川事件なんかもうそうですね。あれだけ広津和郎さんがやられて、やつと行きつ戻りつでああいうことになった。これがもしあの人を中心とする裁判批判というものがなかったら、もうとうとう首は飛んでしまつておるわな、あの世へ行つておりますわな、関係者は。そういうことがありますので、裁判に対する信用というのは、神経をとがらしかし過ぎてとがらしかし過ぎということではないよ。

それで、そういうことから尋ねるのであります。証言ですね。刑事訴訟法の正確に言つて第何百何十何条か知りませんが、証言というものが証拠としてそれは真正に正しい証言、こういうことになるためには裁判官の自由心証主義に基づく判断もあるが、最低限の法律の順序、最低限の刑事訴訟法に定められておる証拠、つまり証拠能力が認定されるための刑事訴訟法の条件といふんですか、そういうものはどうでしょうか。それはちよつと法務省の刑事局長に尋ねましょうか。

○濱政府委員 証言に限ったことではないと思ひますけれども、刑事訴訟法の証拠に関する規定が、今委員お尋ねの証拠を裁判で採用する場合のいろいろな制約を規定しているわけでございます。例えば、自白を証拠として採用する場合の要件あるいは伝聞証拠を証拠として採用する場合の要件といふようなものを刑事訴訟法の証拠法則として定めておるわけでございます。

○小森委員 自白を証拠にして使ひ得る最低の条件というのは何ですか。憲法には、すべて刑事被告人は本人にとつて不利な唯一の証拠が自白である場合には、これを証拠とすることができない、こうなつていますわな。その刑事被告人が、いや、おれはやつちやいない、それは一般的に言うこともおれはやつちやいない、長年月にわたつておれはやつちやいないといふことをずっと裁判中にも言ひ続けてきておる者が、いや、その自白は、もとやつたことが正しいんだ、こういうことになるためには、裁判官のその判断もあろうけれども、刑

事訴訟法上の手続とすればそれはどうなるのですか。ほかの物的証拠で補強せよといふかぬわけでしょう。そういう場合のことをちよつと答弁してみてください。

○濱政府委員 委員の御質問を的確に私理解しているかどうか心もとないところでございますけれども、私なりに理解したところでお答え申し上げます。

今、自白に関する憲法の規定を委員御引用になりました。これを受けて、刑事訴訟法の三百十九条には、これはもう委員御案内のとおりだと思いますが、「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。」それから「被告人は、公判廷における自白である」と否とを問はず、その自白が自己に不利な唯一の証拠である場合には、「有罪とされない」という規定がございます。自白については、今委員御引用の憲法の規定を受けてこのような規定がさらになされておるわけでございます。

○小森委員 それで、その強制、拷問、不当に長期に拘留するとかということなした自白は証拠とすることができないといふことはわかりますが、実際に第一次的に捜査するのは警察でしょう。その警察がそういうことをやつて、仮に拷問をして、きついことをやつて、その日の体の、どういふんですか、きつい制約を排除しようと思つて心ならずも自白をした。それが例えば検事の段階とか、今は刑事局長に尋ねているから検察側だけの段階にとどめますが、検事の段階でそのことをどういふに確かめつつそれは捜査するのですか。

○濱政府委員 私、先ほど三百十九条についてお答え申し上げたわけでございますが、先ほどは主として自白の任意性の問題としてお答え申したことになるわけでございます。

今委員が後でお尋ねの点は、要するに、自白の信用性についてどういふに検察官としては検

証するのとお尋ねの御趣旨ではなからうかと思つてございませう。

申すまでもなく、刑事事件におきましては、実体的真実の解明という目的から見ますと、自白の証拠としての意義というものは否定できないところでございます。ただ、その自白が信用性のあるものでなければならぬといふことは、委員御指摘のとおり当然のことでございます。

捜査当局が被疑者を取り調べて自白を得るに際しましては、自白自体に一貫性や整合性があるかどうか、あるいは自白内容に変遷がある場合においてその変遷の理由が合理的なものであるかどうか、あるいは客観証拠を初めとするほかの証拠と合致しているかどうか、それから真犯人であれば当然知つてゐるはずの事項について自白に欠けるところがないかどうか、あるいはまたいわゆる秘密の暴露が含まれているかどうか、自白の裏づけ証拠は存在するかどうか、今申し上げましたようないろいろな角度から検討を加えて、その自白が信用できるものかどうかということとを説明すると申します。個々の検察官において捜査に当たつた場合には、そういうことに特に心がけて事件の捜査に当たつておるというふうに考えておるわけでございます。

○小森委員 理論上、そういうことを本当にやつておれば、誤判はないわけですね。それから、再審であらうように逆転無罪になるといふようなことではないわけですね。どうしてそれができないの、どうしてそれは数あるうちでできないと言ふなら、先ほどの裁判所が、いや帰つてから考えるんじや、電車の中で考えるんじやといふようなことを言う中にも、当事者にとつては済まされたいことなんでしょう。だから、どうしてそうなるのでしょうか。○濱政府委員 これも一般的なお答えで御許しただきたいと思ひますが、例えば証拠物を初めとする客観的な証拠がその事件においてどの程度あるかということにもよると思つてございませう。

が、被疑者の自白を検証する際に、仮に証拠物というものがなかった場合に、そのほかの状況証拠から被疑者の自白がどの程度裏づけられたと見るかということについてはいろいろ評価が分かれると申しますか、判断が分かれることも事案によつてはあり得るのであるというふうに思うわけでございます。

○小森委員 今までの再審なんかで死刑から逆転無罪をしたような事件というのは、今あなたが答弁されたような形の、これは裁判所に關係しますけれども、検察側もそういう態度で臨む、裁判所側もそういう態度で臨んだためにトータルとして全く間違つた結論が出ておるのじゃないですか。例えば先般私が言うております殺人現場、頭蓋骨陥没というか頭蓋骨が割れておつた、これはだれが見ても血は流れておる、二合瓶の牛乳瓶一本ぐらゐの血は流れておる、こういう状況のときにルミノール検査をして殺人現場を特定するというのはイロハのイの字だと思ふけれども、それをやつていない。しかし、今あなたが言われたような形で、いや、それはやつていないけれども、ほかのところではというようなことを、何かほかのところでは、ほかのところではと言つて結局既定結論へ持つていかれると、当人にとつては大変なことになるのです。このたびの、何とかという再審が開始された事件があるでしょう。これはまだ抗告しておるようですが、あれは首を絞めたとか何とかしたロープが違つておつたわけでしょう。しかし、抜き差しならぬように一つずつ確かめなければいかぬでしょう。そういう一つのトータルが検察側をパスし、しかも裁判所をパスして人間一生取り返しのつかないような惨めなことに遭わされる、こういうことになるのじゃないかと私は思いますけれども、どうなんですか、ポイント、ポイント一つずつ抜き差しならぬ判断をしなければならぬのじゃないですか。

○濱政府委員 被疑者の自白がある事件につきましては、特にその自白の吟味ということは、先ほど申しましたように、証拠物を初めとする客観的な証拠と合致するかどうかという観点を慎重に吟味して捜査しなければならぬということとは、委員が仰せのとおりでございます。

○小森委員 ここで殺しました、あるいは殺した凶器はここへ埋めてますと言つて、埋めておるところを掘つてみて、なかったら、それは見つからなかつたけれども、まあそのぐらゐはええじゃないか、こういうわけにいかないのじゃないですか。その点はどうですか。

○濱政府委員 それは委員が仰せのとおりで、一つの例として委員が今お挙げになりました被疑者の自白の中に凶器を埋めた場所についての自白がある場合に、その自白に従つてその場所を捜索した結果凶器が出てこなかつた場合、それは自白が信用できるかどうかという意味で、捜査官としては疑念を持つてさらに捜査を別の観点から進めていくということとは当然のことだと思ふわけでございます。

○小森委員 同じことを裁判所に尋ねましよう。どつちかが軽いということとはそれこそ軽々しく言えないことなんですから、究極の強制力を持つたのはやはり裁判所ですから、なおさらのこと、裁判所は特にその点については責任が非常に重いと私は思いますが、今と同じような私の質問を想定してお答えいただきたいと思ひます。

○島田最高裁判所長官代理者 委員がただいまおっしゃつたように、確かに裁判所として非常に重大な責務を負つておるわけでございますので、自白の信用性の判断につきましては、慎重な上にも慎重を期して検討いたしております。その検討の方法等につきましては、ただいま法務省の濱局長の方から御説明があつたのと同じでございます。

○小森委員 それはなかなか大変な問題ですから、慎重には慎重を期すという一つの言葉を本當に具体的に実践してもらふ以外にはないと思ひますので、私にはいろいろな事件が脳裏にあつて言つておることですけれども、今後そういう誤つた裁判が根絶されるような努力も一段と緊張してやつていただきたいと申し上げておきたいと思ひます。

それから、刑事訴訟法上の問題として、こういう場合を檢察側も裁判官側もどういふふうに認識をし、どういふ法律上の判断をされるのか、これは一般論ですからお答えいただきたいと思ひます。

本人は、やつちやいなと言ふ。ところが、ある人は、いや、あれがやつておるのを見たと言ふ。そして、今度は公判へ出たら、いや、あれはうそでしたと言ふ証言が行われた。そのときに刑事訴訟法上は、それでその人の証言はもう全くその裁判とは關係なくなるのですか。それとも何か手品みたいなものがあつて、ばつとうまくいくのですか。

○濱政府委員 委員お尋ねの趣旨、私正確に理解してゐるかどうかわかりませんが、その証人が最初の証言では犯行を目撃したと言ひをし、後ほどその証言を翻したと言ひした場合に、そのいづれの証言が信用できるかということにかんがはつてくるのであらうと思ふわけでありま。

その証言の信用性を判断する上で、証言と申しますか、供述と言つた方がいいのでしょうか、その目撃したか、あるいはその供述がどういふ状況のもとでなされたか、あるいはその供述を裏づけるような証拠がどの程度あるかというようにことを判断して、その相矛盾する供述をしたいずれの供述が信用できるのかという観点から判断していくのだからというふうに思ふわけでございます。

○小森委員 古い話ですが具体的な事件を出しますが、松川事件というのは本人が否定をし、共犯と言われた者が警察、檢察の段階でやりましと証言をし、それが裁判所ではいや、やりませんでした、こうなつた。そのときに、刑事訴訟法の三百二十一一条のあの手続でにわかに証拠能力を持つてくるという、あそこにからくりがあつてああいふことになつたのじゃないですか。だから松川事件でなくてもいいですよ。これは一般論として、しばしば檢察側はそれをうまく、つまり公判

維持のために使われるのじゃないですか。

○濱政府委員 具体的な事件についてのお話ということでもなしに、一般的にお答えさせていただきますと思ひます。

今委員のお尋ねの御趣旨は、共犯者の供述の信用性という問題をお取り上げになつておられるのではなからうかというふうに思ふわけでございます。

先ほどから申し上げておりますように、被疑者の供述の信用性を判断する上で、被疑者が自白しているにしろ否認しているにしろ、被疑者のその供述の信用性を判断する上で、共犯者がどういふ供述をしているかということは非常に重要な問題でございます。ただ、共犯者の供述というものは、やはり利害の關係のない第三者の供述とは違つて、共犯者という立場にある者の供述であるといふだけに、そういう観点からさらに慎重な吟味が必要だということは一般的に言えると思ふわけでございます。

○小森委員 その場合にえてして誘導されるとか、以前私が問題にしました高槻の百二十何名の無罪の問題ですね。その誘導なんかは警察段階で、年をとつた人に、あしたはジープを持っていっておまえを迎えに行くぞ、そうしたら学校に行きよ子供はどう思ふか、おまえの孫はどう思ふか、だから一回か二回で済ましたらいいじゃないか。済ませよという意図は、要するに選挙違反をやりましたと言ふという意図は、そういうようなまことに真実とは遠いようなことが行われていて、そしてそれが一たん供述をして公判廷でそれを否定して、否定しても刑事訴訟法の三百二十一一条では証拠能力を持つてしまふ。そうじゃないですか。

○濱政府委員 今委員お尋ねの点は、捜査段階での檢察官調書の証拠能力についてのお尋ねだと思ふわけでございますが、この点につきましては、刑事訴訟法の三百二十一一条一項二号で証拠能力が厳格に制約されてゐるその要件を満たす場合に初めて証拠能力が認められるということになつてい

のではなからうかと思うわけです。例えば交通事故
故を起こした場合に、一方で刑事手続でその罪と
罰についての審理を受ける、他方で損害を与えた
という点で損害賠償の民事裁判の被告の席に立
たされるというようなことは全く普通のことです
し、さらに言えば、今のは刑事手続と民事訴訟手
続が並行する場合でございすけれども、その他
行政手続と訴訟手続が並行する場合もいろいろあ
るうかと思ひます。

思ひつくと、例へば労働委員会、労働
基本権を侵害したということで労働委員会に救済
を申し立てられると同時に、そのことによつて民
事の裁判が進められるということもあり得ましよ
う。それから、公正取引委員会の審判手続と民事
裁判というふいふことだつてあり得なくはないだ
らうと思ひます。それから、海難審判の手続と民
事の損害賠償手続が同時に行われるというふいふ
こともあり得ますし、人事院の公平委員会と
地位保全であるとか解雇無効等の民事裁判が同時
に行われるということもあるうかと思ひます。

こういうことは決して珍しいことではないわけ
でございす。そういう場合に、私の理解では、こ
れらはそれぞれ独立に、目的も機能も違ひ
ますし、全く別個の手続として行われるわけでご
ざいますから、一方が他方によつて影響を受けた
り制約を受けたりということはあり得ないことだ
らうかと思ひますけれども、実際にどうなん
でしょう。他の手続が先行することによつて裁判
所、裁判官が何らかの影響を受ける、独立性が脅
かされる、その心証形成であるとか法律判断であ
るとかについて影響を受けるというふいふことが
あり得るのでしょうか、いかがでしょうか。

○上田最高裁判所長官代理者 裁判官は、法律に
定める手続に従ひまして、その手続において提出
された当事者の主張、立証に基づき、良心に従つ
て独立して職務を行つてゐるわけでございます。
自分の担当する事件についての判断は、それぞれ
の裁判官が自分の良心に従つて判断してゐるわけ
でございまして、他の事件を担当する裁判官の判

断とかほかの行政機関の判断等に左右されること
はない、このように考えております。

○小澤(克)委員 まさにそのとおりだろと思ひ
ます。訴訟手続において適法に収集された、収集
といひますか採用された証拠のみに基づいて判断
するのであつて、それ以外の要素がその判断に加
わる余地というのはいふ。陪審員裁判のような場
合はそれは問題あるうかと思ひますけれども、
職業裁判官においてそのような訓練は当然で
いるだろと思ひます。

もう一つお尋ねしたいのは、マスコミの報道、
事件報道などがよくなされるわけですが、これら
によつて今言つた何らかの影響を受ける、つまり
裁判手続によつて採用された証拠外の事象によつ
て影響を受けるなどということはあり得るの
でしょうか。

(星野委員長代理退席、委員長着席)

○上田最高裁判所長官代理者 マスコミ等の報道
によつて影響されることもない、このように考え
ております。

○小澤(克)委員 それではもう一つ伺ひますが、
国政調査手続によつて、衆議院もしくは参議院が
何らかの調査の手続が行われることによつて裁判
所が何らかの影響を受ける、あるいは独立性を侵害
されるというふいふことがあり得るでしょうか。

○上田最高裁判所長官代理者 先ほども申し上げ
ましたように、裁判官は法廷において適法に取り
調べられた証拠のみに基づいて裁判を行うわけ
でございまして、法廷外で行われたいろいろな事柄
によつて影響されることはないと思ひます。

したがひまして、委員御指摘の国政調査の関
係につきましても影響はないと思ひます。
が、国民の目から見た司法の公正らしさというこ
ともございすので、国会におきましてはそのよ
うな点を踏まえてこれまでも種々御配慮をいた
だいてきたと理解してゐるところでございす。

○小澤(克)委員 質問に答えていただければ十分
なので、この国政調査との関係で、刑事被告人

に対する国政調査手続としての証人喚問につ
いて、裁判所が一定のお考えを檢察官あるいは法務省
に対してお示しになつたというふいふことがあり
ますでしょうか、明示、黙示を問はず、あるいは
何らかの要請等をしたというふいふことがござい
ますでしょうか。

○上田最高裁判所長官代理者 ございせん。
○小澤(克)委員 せんだつて、二月の十三日です
か、法務省の行政官の方がこの事柄に關していろ
いろ陳情と稱して働きかけを衆議院、立法院の方
にされたという事件があつたわけでございますけ
れども、この際に、このことに特定いたしまして
何らか事前に裁判所として法務省の方にお願ひを
したり打ち合わせをしたりといったことはあつた
のでしょうか。

○上田最高裁判所長官代理者 ございせん。
○小澤(克)委員 わかりました。

それから、また別のことをお尋ねいたしますが、
裁判官の独立といひますのは、その判断内容に限らず
訴訟手続の遂行といひますか、訴訟指揮について
も完全に保障されなければならぬと思ひます。
わけです。司法行政以外については完全な独立が
保障されなければならぬと思ひます。

その点でお尋ねするのですけれども、例へば
我々議會関係者が訴訟当事者、裁判所、民事であ
れば原告、被告、刑事であれば訴追者と被告側、
これら訴訟関係者に対して、我々が寄り寄り相談
の上で院の意思であるとして、ある人に対して今
国政調査手続を予定してゐるので、その前に訴訟
手続でいろいろ尋問されたのでは不都合であるとい
うような判断に立つて、これら訴訟関係者をそ
れぞれ回つて、この人に対する証拠調べ、証人調
べを見合せてほしいというふいふ趣意のことを
陳情して回るといふようなことがあつていいので
しょうか。相当であるかどうか。そういうことが
これまであつたかどうかというのがまず一つなの
ですけれども、そのようなことをしたとしてそれ
は相当なのでしょうか。もし相当であるといふこ
とであれば我々は大いにやりたいと思ひますが、

いかがでしょうか。

○上田最高裁判所長官代理者 委員のお尋ねの趣
旨を必ずしも正解してゐるかどうかわかりませ
んが、裁判所の方で陳情して回るといふことのお尋
ねでございすでしょうか。——そういうことはあり
得ないことではないかと思ひます。

○小澤(克)委員 あり得ないことであるし、もし
そういうことを我々がやつたと思ひますれば、それは裁
判所としては大変迷惑なことだといふふうにお聞
きしてよろしいですね。

○上田最高裁判所長官代理者 先ほどの答弁で御
理解いただきたと思ひます。

○小澤(克)委員 大体裁判所のお考えは何いまし
た。

次に、法務省にお尋ねしたいと思ひます。

先ほどちよつと言ひました二月十三日の件でこ
ざいますけれども、これは既に二月二十六日の当
委員会である方いろいろな角度から質問
されておられます。法務省のお考え等もある程度
明らかになつてゐるわけでございますけれども、
なおよくわからないのであります。いろいろな言
ひ方をされてゐるので、この各党に働きかけ
た件に關して。

事務次官以下刑事局長、それから官房長でした
か、それから刑事課長もおられたかといふふう
に聞いておりますけれども、刑事被告人の国会証人
喚問に關して一定の御意見を持ちいろいろ働きか
けられたというケースでございす。中身はおわ
かりだろと思ひますけれども、これについてい
ろいろ問題点があるといふことを御説明に伺つ
た、こういったことを参考にしたいと思ひます。
いふことで御説明に伺つたといふふうにおつ
しやつておられる部分と、陳情を行つたのだとい
うふうに言つておられる部分とがあるのです。
どうもよくわからないのです。参考にしたいだ
きたいといふことで御説明に伺つたといふこと
であれば、何か事実の報告であるとかあるいは意見
を陳述したといふことに尽きるわけでございます。
それから、陳情であると思ひますれば、陳情とい

のは何らかの願ひ事というふうに通理理解されておりますので、あるだけか、人もしくは機関の裁量に属する事柄についてその裁量の範囲内でみずからの要望に適合するように判断してそれを執行してくれということをお願いすることだろうと思ふのです。したがって、説明に何ったというのと陳情したというのじゃ全く意味、内容が違ってくるわけなんですけれども、一体どちらだったのでしょうか。陳情だとすれば、その陳情の中身は一体何だったのか、何を要請したのでしょうか。

○濱田委員長 小澤君、委員長の承諾を得て発言してください。

○小澤(克)委員 以後気をつけます。

○濱政府委員 ですから、今お答え申し上げましたように、刑事被告人を証人として喚問されるにつきましても、裁判の公正あるいはその公正らしさの問題あるいは刑事被告人の権利の問題等がございますのでそれとの関係、要するに、現在裁判係属中の公判審理との関係を十分御考慮いただいた上で御判断いただきたいということを御説明に回ったわけでございます。今、委員陳情かどうかというお尋ねでございます。陳情という言葉が適切かどうかはわかりませんが、私どもの気持ちとしては、要するに刑事被告人を証人として喚問することについての問題点を御説明申し上げると同時に、そういう問題点を十分御考慮いただいた上で御判断いただきたいというお願いをさせていただいて御説明に回ったということでございます。

○小澤(克)委員 いや、もう時間がありませんから、中身はもう聞いていますから……

○濱政府委員 ただ、私どもが御説明に回ったのは、今、委員仰せになられましたとおり、要するに刑事被告人を国会に証人として喚問されるにつきましても……(小澤(克)委員「中身はいいですから、説明なのか陳情なのか、どっちか端的に答えてください」と呼ぶ)

○濱田委員長 小澤君、委員長の承諾を得て発言してください。

○小澤(克)委員 以後気をつけます。

○濱政府委員 ですから、今お答え申し上げましたように、刑事被告人を証人として喚問されるにつきましても、裁判の公正あるいはその公正らしさの問題あるいは刑事被告人の権利の問題等がございますのでそれとの関係、要するに、現在裁判係属中の公判審理との関係を十分御考慮いただいた上で御判断いただきたいということを御説明に回ったわけでございます。今、委員陳情かどうかというお尋ねでございます。陳情という言葉が適切かどうかはわかりませんが、私どもの気持ちとしては、要するに刑事被告人を証人として喚問することについての問題点を御説明申し上げると同時に、そういう問題点を十分御考慮いただいた上で御判断いただきたいというお願いをさせていただいて御説明に回ったということでございます。

○小澤(克)委員 いや、もう時間がありませんから、中身はもう聞いていますから……

○濱政府委員 ただ、私どもが御説明に回ったのは、今、委員仰せになられましたとおり、要するに刑事被告人を国会に証人として喚問されるにつきましても……(小澤(克)委員「中身はいいですから、説明なのか陳情なのか、どっちか端的に答えてください」と呼ぶ)

○濱田委員長 小澤君、委員長の承諾を得て発言してください。

○小澤(克)委員 以後気をつけます。

○濱政府委員 ですから、今お答え申し上げましたように、刑事被告人を証人として喚問されるにつきましても、裁判の公正あるいはその公正らしさの問題あるいは刑事被告人の権利の問題等がございますのでそれとの関係、要するに、現在裁判係属中の公判審理との関係を十分御考慮いただいた上で御判断いただきたいということを御説明に回ったわけでございます。今、委員陳情かどうかというお尋ねでございます。陳情という言葉が適切かどうかはわかりませんが、私どもの気持ちとしては、要するに刑事被告人を証人として喚問することについての問題点を御説明申し上げると同時に、そういう問題点を十分御考慮いただいた上で御判断いただきたいというお願いをさせていただいて御説明に回ったということでございます。

○小澤(克)委員 いや、もう時間がありませんから、中身はもう聞いていますから……

○濱政府委員 ただ、私どもが御説明に回ったのは、今、委員仰せになられましたとおり、要するに刑事被告人を国会に証人として喚問されるにつきましても……(小澤(克)委員「中身はいいですから、説明なのか陳情なのか、どっちか端的に答えてください」と呼ぶ)

○濱田委員長 小澤君、委員長の承諾を得て発言してください。

○小澤(克)委員 以後気をつけます。

○濱政府委員 ですから、今お答え申し上げましたように、刑事被告人を証人として喚問されるにつきましても、裁判の公正あるいはその公正らしさの問題あるいは刑事被告人の権利の問題等がございますのでそれとの関係、要するに、現在裁判係属中の公判審理との関係を十分御考慮いただいた上で御判断いただきたいということを御説明に回ったわけでございます。今、委員陳情かどうかというお尋ねでございます。陳情という言葉が適切かどうかはわかりませんが、私どもの気持ちとしては、要するに刑事被告人を証人として喚問することについての問題点を御説明申し上げると同時に、そういう問題点を十分御考慮いただいた上で御判断いただきたいというお願いをさせていただいて御説明に回ったということでございます。

○小澤(克)委員 いや、もう時間がありませんから、中身はもう聞いていますから……

○濱政府委員 ただ、私どもが御説明に回ったのは、今、委員仰せになられましたとおり、要するに刑事被告人を国会に証人として喚問されるにつきましても……(小澤(克)委員「中身はいいですから、説明なのか陳情なのか、どっちか端的に答えてください」と呼ぶ)

○濱田委員長 小澤君、委員長の承諾を得て発言してください。

○小澤(克)委員 以後気をつけます。

○濱政府委員 ですから、今お答え申し上げましたように、刑事被告人を証人として喚問されるにつきましても、裁判の公正あるいはその公正らしさの問題あるいは刑事被告人の権利の問題等がございますのでそれとの関係、要するに、現在裁判係属中の公判審理との関係を十分御考慮いただいた上で御判断いただきたいということを御説明に回ったわけでございます。今、委員陳情かどうかというお尋ねでございます。陳情という言葉が適切かどうかはわかりませんが、私どもの気持ちとしては、要するに刑事被告人を証人として喚問することについての問題点を御説明申し上げると同時に、そういう問題点を十分御考慮いただいた上で御判断いただきたいというお願いをさせていただいて御説明に回ったということでございます。

○小澤(克)委員 いや、もう時間がありませんから、中身はもう聞いていますから……

○濱政府委員 ただ、私どもが御説明に回ったのは、今、委員仰せになられましたとおり、要するに刑事被告人を国会に証人として喚問されるにつきましても……(小澤(克)委員「中身はいいですから、説明なのか陳情なのか、どっちか端的に答えてください」と呼ぶ)

○濱田委員長 小澤君、委員長の承諾を得て発言してください。

○小澤(克)委員 以後気をつけます。

○濱政府委員 ですから、今お答え申し上げましたように、刑事被告人を証人として喚問されるにつきましても、裁判の公正あるいはその公正らしさの問題あるいは刑事被告人の権利の問題等がございますのでそれとの関係、要するに、現在裁判係属中の公判審理との関係を十分御考慮いただいた上で御判断いただきたいということを御説明に回ったわけでございます。今、委員陳情かどうかというお尋ねでございます。陳情という言葉が適切かどうかはわかりませんが、私どもの気持ちとしては、要するに刑事被告人を証人として喚問することについての問題点を御説明申し上げると同時に、そういう問題点を十分御考慮いただいた上で御判断いただきたいというお願いをさせていただいて御説明に回ったということでございます。

○小澤(克)委員 いや、もう時間がありませんから、中身はもう聞いていますから……

○濱政府委員 ただ、私どもが御説明に回ったのは、今、委員仰せになられましたとおり、要するに刑事被告人を国会に証人として喚問されるにつきましても……(小澤(克)委員「中身はいいですから、説明なのか陳情なのか、どっちか端的に答えてください」と呼ぶ)

○濱田委員長 小澤君、委員長の承諾を得て発言してください。

○小澤(克)委員 以後気をつけます。

○濱政府委員 ですから、今お答え申し上げましたように、刑事被告人を証人として喚問されるにつきましても、裁判の公正あるいはその公正らしさの問題あるいは刑事被告人の権利の問題等がございますのでそれとの関係、要するに、現在裁判係属中の公判審理との関係を十分御考慮いただいた上で御判断いただきたいということを御説明に回ったわけでございます。今、委員陳情かどうかというお尋ねでございます。陳情という言葉が適切かどうかはわかりませんが、私どもの気持ちとしては、要するに刑事被告人を証人として喚問することについての問題点を御説明申し上げると同時に、そういう問題点を十分御考慮いただいた上で御判断いただきたいというお願いをさせていただいて御説明に回ったということでございます。

○小澤(克)委員 いや、もう時間がありませんから、中身はもう聞いていますから……

○濱政府委員 ただ、私どもが御説明に回ったのは、今、委員仰せになられましたとおり、要するに刑事被告人を国会に証人として喚問されるにつきましても……(小澤(克)委員「中身はいいですから、説明なのか陳情なのか、どっちか端的に答えてください」と呼ぶ)

○濱田委員長 小澤君、委員長の承諾を得て発言してください。

○小澤(克)委員 以後気をつけます。

○濱政府委員 ですから、今お答え申し上げましたように、刑事被告人を証人として喚問されるにつきましても、裁判の公正あるいはその公正らしさの問題あるいは刑事被告人の権利の問題等がございますのでそれとの関係、要するに、現在裁判係属中の公判審理との関係を十分御考慮いただいた上で御判断いただきたいということを御説明に回ったわけでございます。今、委員陳情かどうかというお尋ねでございます。陳情という言葉が適切かどうかはわかりませんが、私どもの気持ちとしては、要するに刑事被告人を証人として喚問することについての問題点を御説明申し上げると同時に、そういう問題点を十分御考慮いただいた上で御判断いただきたいというお願いをさせていただいて御説明に回ったということでございます。

○小澤(克)委員 いや、もう時間がありませんから、中身はもう聞いていますから……

○濱政府委員 ただ、私どもが御説明に回ったのは、今、委員仰せになられましたとおり、要するに刑事被告人を国会に証人として喚問されるにつきましても……(小澤(克)委員「中身はいいですから、説明なのか陳情なのか、どっちか端的に答えてください」と呼ぶ)

○小澤(克)委員 ということは、何らかの陳情とありますが要請をしたということに最終的にはなるわけですね。ただ単に事実を報告したり、意見を陳述したということではないというふうにお聞きいたしました。

そこで、一体何を根拠に、どういう法務省としての立場から、言葉として陳情かどうか知りませうけれども、前には陳情と言っておられますから陳情でいいでしょうか、そういうことをしたのか、そのことを説明していただきたいと思ひます。一体どういう立場からかということですね。

○濱政府委員 法務当局から例えば法案の内容あるいは事件の内容等についてお尋ねがあったり、あるいは御説明に上がったお尋ねに上がったたりすることはしばしばあるわけでございます。そういう意味で、私どもは、一般的に刑事被告人を国会で証人喚問されるにつきましても、最終的にはもちろん国会において御判断をされることでありますけれども、そういう御判断をされる際にひとつこういう問題点について御考慮いただきたい、刑事裁判係属中の公判の審理との関係について十分御考慮をいただいた上で御判断いただきたいということを御説明に回ったわけでございます。

○小澤(克)委員 そういうへたな弁解はしない方がいいと思うんです。あなた方、メモをつくってこれを特定の政党に示していますね。このメモの内容は新聞に報道されておるので間違いないだろうと思うんですけれども、そんなこと言っているんです。法務省ですから検察庁の仕事、職務が所管する事項であるということとはよくわかりました。したがって、その所管事項について陳情するということもそれはあることでしょうか、度を過ぎない限りはですね。

ところが、このメモに示されていることは、訴追機関としての検察庁の立場からの陳情とは違うんです。大きくはみ出しています。もちろん訴追機関も、司法の公正であるとか独立であるとかあるいは人権の擁護、黙秘権の擁護等について十分意を用い、その実現を図る役目があることは当然です。しかし、それはあくまでも訴追機関としてのその職掌の範囲内で行うべきことですよ。ところが、このメモは機関と機関との間のことを問題にしているわけですよ。国会の国政調査権、その手続としての証人喚問と全く別の独立の機関である裁判所における裁判手続、その関係についてこれこれの問題がありというようなことを言っているわけですよ。全然違うんですよ。明らかに法務省の所管事項の分を越えている、のりを越えている、こうとか言えないわけですね。何でもこんなことをしたのでしょいか。答えてください。

○濱政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、要するに私ども法務当局といたしましては、司法に密接に関係する立場にある検察を所管しているわけでございます。検察としては、裁判係属中の刑事被告人の公訴の維持には重大な関心を保持しているわけでございますし、またその裁判の公正というものについても重大な関心を持っているわけでございます。また、法務当局としては、刑事事件関係者の人権の保護にも留意しなければならぬ立場にあるわけでございます。したがって、今申し上げました司法の公正と関係者の人権に影響を及ぼすような事態を招くことはできないだけ避けねばならない、そういうことで常に努力をしているつもりでございますけれども、そういう観点から法務当局として御説明とお願ひに上がったということでございます。

○小澤(克)委員 全く答弁になっていないですね。いいですか。検察庁あるいは検察官は訴訟進行、公訴を維持する、訴追をする、あるいはもちろん捜査もする、そういう役割です。その限度において、公正な裁判を実現する、そのことに十分協力する、配慮する義務がありましようし、さらに公正な裁判に対する国民の信頼を確保するという職掌もありましよう。それから、人権の擁護、特に黙秘権の擁護ということにも意を払う必要がある。よくわかりますよ。

違ふじゃないですか、あなた方がやったことは、このメモは。立法機関として国政調査権を持つ国会の国政調査手続の中での証人喚問と、その裁判所による判断、司法権の公正と、この機関と機関のことを問題にしているでしよう。全然事柄が違いますよ。要するに議会と裁判所との関係、あるいは議会と国民の人権との関係、これについて言及しているわけですよ。全然次元が違うじゃないですか。いつからこんな権限を法務省は持つようになったんですか。一般的に裁判の公正あるいは国民の黙秘権の保護について法務省がそういうことを職掌とし、その実現を図るのであれば、大臣の所信表明演説のまず最初にそのことがなければいかぬでしよう。そんなこと一言も触れていないでしよう。当たり前ですよ。裁判の公正を法務省が図るなんて、そんなばかなことないでしよう。あくまでも訴追機関としてのその職掌の範囲において、裁判の公正あるいはそれに対する国民の信頼、人権の擁護、このことを図るべきでしよう。もっと正直に言ったらどうですか。訴追機関として、第一回公判期日の前、罪状認否の前に事実関係についてしゃべられて固められたのでは困る、そういうことなんですよ。もっと国民にわかるようにちゃんと説明してください。

○濱政府委員 今委員仰せの、司法の公正との立場でそういう説明をするのはおかしいのではないかと御趣旨のお尋ねかと思うのでございますが、そうじゃないに、私どもの方で申し上げているのは、例えば刑事被告人を国会に証人として喚問して被告事件の内容について御質問されるということになりますと、その結果として公訴事実の存否について論じたのと同じような結果を生ぜしめることになるわけでございます。したがって、そうなりますと国会が本来これを使命とする司法に先立って公訴事実についての判断をしたとの印象を当該被告人あるいは国民一般に印象づけることになるのではないかと、そういう意味で司法の公正あるいは司法の公正に対する国民の信頼との関係で問題があるのではないかと、いうことを申し上げてお尋ねでございます。

○小澤(克)委員 そのようなことによつて裁判所

の独立が侵されることはない、先ほど裁判所からお話があったばかりでしょう。そのことによって国民の信頼が失われるなど、あなた方が言うこと自体が国民の信頼を失わせることになるのですよ。国会で、全然別の機関で、別の機能を持つところで議論されたからといって裁判には何の影響も受けない、それが裁判所の独立である、司法の信頼は揺るがない、ということを国民に説明するのがあなたの方の役割じゃないですか。あなた、演さんですね、あなたは裁判所のお考えを受けて、踏まえてやったと言いましたね。先ほど裁判所はそんなこと言ったことないと言いましたよ。国会でうそをついたんですか、あなたは。

○濱政府委員 私はお尋ねを受けましたときに、検察当局の意向を踏まえて御説明に参りました。また、裁判所御当局のお考えも同じであらうというふうに、私がお答えしたかどうか定かにはしてありませんが、そういう考えでおりましたし、現在もそう思っております。

それは一つには、これは例を挙げてお答え申し上げますけれども、この刑事被告人の証人喚問の問題につきましては従来しばしば国会でも御議論があったところでございますし、衆議院の法務委員会あるいは参議院の法務委員会でも御議論があったところでございます。これは、例えば第百二回国会の参議院法務委員会におきまして社会党の寺田熊雄議員の方から……

○小澤(克)委員 委員長、発言を許してください。もう時間がないのでそんなわかったことを言わないでいいのです。あなたは「裁判所の当局からも御意見が出ています」でございまして、そういうものも私どもは踏まえたつもりでございまして、そう言うっているのですよ。もういいです。答弁要りません。そういう議事録があること、これは客観的な事実ですから指摘するだけにします。時間がありませんので次にいきます。

いろいろ弁解しているけれども、弁解にならないのですよ。情況証拠です。名前を出して恐縮ですけれども、その前日に公明党さんが森口、阿部

証人喚問という態度決定をされたわけですね。翌日のことですね。しかも、このメモは特定政党にのみ交付しております。全員で手分けをして陳情して回った、これは明らかに国会に対する土足で踏み込むような介入ですよ、そのことを指摘しておきたいと思っております。

最後にもう一つ、これは大臣に御答弁いただきたいのですけれども、事務次官は全く一般社会人としての常識もわきまえていないと断ぜざるを得ない。何のアポイントもなしに私どもの党の国対委員長、何の部屋をふらつと訪れて面会を求めた。我々がそんなことをやったことがありませんが、法務省を訪ねていきなり大臣に会わせろなんて。私は事務の方で調べさせていただきましたけれども、五個ずつ公務員記事というものが渡してあるのだそうです。これは名前特定の特定性がないので、各省庁の方がそれをつけて院内に立ち入られる。これは国会と各省庁との連絡のためにこういうものを渡すのが明治以来の慣習になっているそうです。アポイントもなしにいきなりふらつと会わせろ、そして陳情だか何だか知らないけれどもやる。あなた方は、国会を自分らの庭だと思っているのじゃないですか。自分の庭と人の座敷との区別もつかないのですか。あなた方は。しかも、聞いてみた、事務次官はこの公務員記事とは別の秘書官記事なるものを交付されているそうですよ。大臣、あなた秘書官だそうですよ。交付したのは院の側にも責任があるのではありませんか、こういうルーズなことをやっているから、そういう社会人としての常識もわきまえないようなことをやるのですよ。この秘書官記事なんというものを事務次官に渡すなどというばかんなことは早速やめてください。大臣、最後に御答弁願います。

○田原国務大臣 秘書官記事等の手続の問題については私は細かく存じておりませんが、事務次官は、私の秘書官ではありませんが、補佐役として十分その任を果たしてくれている立派な人だと思っております。

ただ、国会にアポイントなしで行ったと申されますが、私も役人の経験がございしますが、時にそういうことがありましたことを、今深く反省しても間に合いませんけれども、ありました。

○小澤(克)委員 立法院と行政府は全然別の機関です。そのことをよく頭に置いて、行動には慎重を期してください。介入と思われるようなことは絶対避けること、そのことをよく言って、終わります。

○浜田委員長 冬柴鐵三君。

○冬柴委員 公明党・国民会議の冬柴鐵三です。裁判所の土曜完全閉庁ということは、いわゆる時短推進という意味から我が党は賛成であります。しかし、この閉庁日がふえるということによりまして、身柄を現に拘束されつつある被拘禁者の人権についていささかといえども制限するものがある場合には、これは許されない、このように思うわけでございします。

そこで、平成四年のカレンダーを見てみますと、五月二日が土曜日に当たりますからこれが閉庁日、引き続きまして三日、四日、五日、こういうふうに休日が並んでおります。四連休です。また十一月二十一日も土曜日です。これが二十二日、二十三日のお休みとあわせて三連休、こういうことになりましたし、もう毎週土曜と日曜日がお休み、こういうことになりました。

そこで、法務省矯正局に来ていただいているわけでございますが、拘留所における土曜日を含まない休日、被拘禁者との接見はどのようになっているのか、またどのようにされるつもりなのか、その点についてまず御答弁をいただきたいと思っております。

○飛田政府委員 行政機関の休日に関する法律の一部改正がなされますと、土曜日が行政機関の休日となりまして日曜日と同一の法的性格になると解されますところから、監獄法施行規則百二十二条に規定します「執務時間内」とは解することができないこととなります。そのために原則として接見は実施しないこととなるのであります。

でも、弁護人と被疑者、被告人との接見につきましては特に重要性があるところから、事柄の性格にかんがみまして、被疑者が行刑施設に入所した後にまだ弁護人が接見していないというときに連続した休日があるというときには、まだ弁護人が接見してなくて矯正施設に入ってきた人と弁護人との接見はその連続する、例えば三連休のときにはその連続する休日のいずれの日でも、事前の申し出があります場合は、弁護人接見をすることができるようになることと準備を進めております。

それから、被告人につきましても、弁護人から事前の申し出があるような場合でありまして、休日明け早々に公判期日が指定されているとか、上訴期限また控訴趣意書等の書類の提出期限が翌週に迫っているとか、そういうふうな事情がありますときには原則として土曜日の、これは土曜日だけにお願いしているのですが、土曜日の午前中に限り弁護人の接見ができるように準備を進めておるところでございます。

○冬柴委員 片や時短を進めなければいけない、片や被拘禁者の人権を絶対に守らなければいけないという、いわば二律背反といえますが、私は悩むわけですから、ただ被拘禁者にとつて、後でいろいろと事例も挙げたいと思っておりますが、きょう会わなければいけない、今会わなければならぬ、こういう場合が多々あるわけですから、この管理等という面で、またお休みになりますと人的な配置とか大変御苦労があるとは思いますが、弁護人からの申し出がある場合は被拘禁者からの申し出が正当な理由がある場合には万難を排してそれに応じてやってほしい、こういうことをかたがた要望しておきたいと思っております。その点について一言で結構ですが、御答弁をいただきたいと思っております。

○飛田政府委員 私どもも、ただいま御理解ある御発言がございましたとおり、非常に少ない職員で一生懸命やっておりますわけでございします。それで、今までの土曜日が今度休日となりますと、月火水

木金日というふうな感じに将来日本じゅうの意識がなつてくると思います。そういうときに矯正の職員に昔の土曜日と同じにやれというのなかなかできないわけでございますので、その点は御理解いただきたいと思うわけでございますが、何しろ憲法に規定されている重要な権利でございますから、私どもとしては最大限の努力をしたい、こういうふうなことで準備を進めているところでございます。

○冬柴委員 次に、同じような話ですが、警察庁にも伺っておきたいと思ひます。

代用監獄である留置場における土曜を含む休日における接見がどのような扱いになるのか、その点について今矯正局長からも御答弁ありましたけれども、警察庁としての準備といひますか、その点について御答弁をいただきたいと思ひます。

○小西説明員 お答え申し上げます。

週休二日制が実施になりますと、土曜日、日曜日、これもいわば警察は当直体制で活動するということになるわけでございまして、いわば管理体制が平常時に比べてやや弱くなるという点はございまして。しかしながら、被疑者と弁護人等の接見交通権ということは極めて重要であるということとは私どもも認識をいたしているところでございまして、できる限り事前の連絡をいただいた上で接見をしていただくということで対処したいというふうに考えております。いずれにいたしましても、週休二日制の実施によりましていわゆる被疑者の接見の取り扱いにつきまして遺憾のないように適切に対処してまいりたいというふうに存じております。

○冬柴委員 次に、法務省の方に伺っておきますが、刑事訴訟法八十一條による接見禁止、そういう処分がされているときに被疑者に対する弁護人との接見指定の手續ですね。これが担当の検事がお休みということ指定がない。我々この点については大いに論争のあるところですけれども、実務上こういう指定がないと会えない。今矯正局の方あるいは警察庁は会わせる用意はある、こうい

うふうに言っていたのですけれども、接見禁止されている部分については検事の指定がなければスムーズに会えません。どうなっていますか。その点について御答弁をいただきたいと思ひます。

○濱政府委員 今委員のお尋ね、刑事訴訟法の八十一條を仰せになられたのですけれども、お尋ねの御趣旨は刑事訴訟法三十九條の弁護人あるいは弁護人となろうとする者との接見についてのお話ではなからうかと思ひます。そういうことで、そういうふうな理解をさせていただいてお答えさせていただきます。

これは当然のことでございますが、刑事訴訟法三十九條に定められております弁護人の接見交通権につきましては、検察官としても捜査を進める上で尊重しなければならぬということとはもとより言うまでもないわけでございまして。

問題は、三十九條三項による接見指定との関係でございますが、法務省におきましては、接見指定の適切な運用を図るために事件事務規程、これは内部規定でございますけれども、その一部を改正いたしました。俗に言われております一般的指定書というものを廃止するなどのいたしますとともに、各種の会同あるいは研修等の機会をとらえまして、接見指定が必要かどうかという判断あるいは指定の内容、その方法の選択等が適切になされるように指導してきたところでございまして、今後ともより一層適正な運用がなされるように、引き続き努力してまいりたいというふうに思っております。

○冬柴委員 閉庁日であるからしてそういうものが滞滞するということが絶対にないように重ねて要望しておきたいと思ひます。

これは一見当たり前のことかも知れませんが、今回の改正によって刑事訴訟法第五十五條第三項が改正されます。「期間の末日が日曜日」「土曜日」という日が入りまして、「国民の祝日」に関する法律に規定する休日、一月二日、一月三日又

は十二月二十九日から十二月三十一日までの日に当たるときは、これを期間に算入しない。ただし、時効期間については、この限りでない。」こういうふうな規定されることとなります。期間の末日が土曜日に当たる場合には算入されないというところがはっきりするわけですが、起訴前の勾留の期間、これは十日以内という期間があります。やむを得ない事由があるときは、さらに十日を超えない期間延長することができ。ここで言う「期間」とは、この文言の上からちよつとはつきりしないのです。その末日が土曜日に当たって四連休になつてしまつたら大変なことになるわけでありまして、もちろん学説あるいは実務の扱いも「時効期間については、この限りでない」という、その時効期間に準じて考えるんだという解釈が行われて疑いがないようですけれども、非常に重要なことですから一言聞いておきたい。一言ずつで結構ですから、裁判所と法務省から御答弁をいただきたい。

○島田最高裁判所長官代理者 ただいま冬柴委員の仰せのとおり解釈だと存じます。

○濱政府委員 法務当局も同じ考えで理解いたしております。

○冬柴委員 その次に、刑事訴訟法六十條は起訴後の勾留期間を定めています。これは、起訴後二ヵ月、継続の必要がある場合は一ヵ月ごと更新。この末日が土曜日に当たった場合、これはどうなんでしょうか。裁判所と法務省にそれぞれお尋ねしたいと思ひます。

○島田最高裁判所長官代理者 これも全く同様でございます。

○濱政府委員 同様に理解いたしております。その点には若干違ふ意見もあるようなので、今裁判所と法務省から有権的な解釈を示されたものとして理解をしておきたい。そうあるべきだと思ひます。文言がここところはちよつと、改正されたにしては五十五條第三項がどうもはつきりしないという感じがいたします。しかし、扱いが変わらないということであれば、それで結構です。

そこで、勾留中の被疑者や被告人につきましては、接見はしてもらつて、それからまたそれに対する弁護人との接見交通権についても十分にこれにこたえていく、そういう答弁を今いただいたのですが、ただそれだけじゃなしに、非常にいろいろな、拘束されている被拘禁者の人権を守るための手續をとらなければならぬ緊急事態が生ずる場合があります。

通告をしておきましたから、主文だけで結構ですが、これは裁判所の方から答えていただけたら。大阪地方裁判所刑事第二十部が平成三年（む）第三五〇号事件について平成三年八月五日にした決定、この主文だけで結構ですが、お示しいただきたい。

○島田最高裁判所長官代理者 ただいまの決定は検察官の接見指定に対する準抗告でございますが、これを認容いたしました。主文としては二十分間の指定を三十分間に変更いたしました。

○冬柴委員 同じ部でその翌日、平成三年（む）第三五一号事件として同じ被疑者に対して行われた決定があるようですが、それについても主文をお示しいただきたいと思ひます。

○島田最高裁判所長官代理者 全く同様の準抗告に対しまして、これを認容し、指定時間を、二十分間を三十分間と変更いたしました。

○冬柴委員 これは、おもしろいと言つたら非常に不謹慎かも知れませんが、接見指定を、時間をゆえなく短縮したということで、裁判所が準抗告を入れて検察官の処分をばあつと取り消して会わせているわけですね。その翌日、また同じ検事が同じことをやったという事件でございますが、こういう実務上は非常に鉄火場といひます。検察官がいなくて裁判所の構成がそろわないとかいうことは大変なことになるので、事件を挙げてみたわけですね。次に、堺簡易裁判所の平成二年九月二十二日に

した同庁平成二年(る)第六号の決定主文をお示しただきたいと思ひます。

○島田最高裁判所長官代理者 ただいまの御質問の趣旨は、平成二年の(る)第六号でございますか。

○冬柴委員 はい。

○島田最高裁判所長官代理者 これは被告人に対する勾留を取り消すという勾留取り消し決定でございます。

○冬柴委員 時間がありませんから余り詳しく事案には入りませんが、もう勾留は必要だ、すぐ釈放せよ、こういう決定なんですね。これに對して直ちに檢察官は準抗告及びその執行停止の申し立てをしていくわけですが、準抗告審は直ちに準抗告を棄却しておりますが、被告人を釈放しているわけですか。こういうのも、そういう必要がある場合には、裁判所あるいは檢察官、そういう場合には檢察官の意見を聞いて決定します。で、檢察官がいらないとか、実は私も準抗告をして裁判所の廊下で六時間以上座って待つて決定をいただいたことがありますが、そういう場合がいらないとか、これが、きょうは休日だから検事がいないとか、裁判官がどこかへ行つてわからないとか言われると、大変なことになると思うのです。通告しましたので、もうちょっと挙げてみましょう。

これも大阪地方裁判所の刑事第二十部が平成元年九月十二日にした決定で、同庁の平成元年(わ)第三〇七号、この事件に対する決定主文をお示しただきたいと思ひます。

○島田最高裁判所長官代理者 これは移送命令の職権発動を求める申し立てでございますが、勾留場所を曾根崎警察署の留置場から大阪の拘置所に變更した決定でございます。

○冬柴委員 これはまさに代用監獄が問題になった事案でありまして、なぜ移送決定がされたか。これは移送申し立て書、職権の発動を申し立てたのですか、その申し立て書の中身を見ると、曾根崎警察で相当ひどい暴行がされていたわけであり

ます。警察庁はもう帰られたからちよつとアンフェアかも知れませんが、その中に書かれていたのは、気をつけさせよとどなりついたり、取り調べの警察官が被告人の両ほおを平手で二回打った、さらに、わき腹を手刀で両側からたたいた。今度はさらに、後ろ向きにされて頭を壁に何度かぶつけられる暴行を受けた、そして自分を強制された。このような暴行、脅迫という肉体的、精神的な圧迫によって被告人は頭がもうろうとして、房に戻るや三十分から一時間たつて嘔吐を繰り返して、行岡病院というところで診察を受け、点滴を受けて、ようやく曾根崎署に夜の九時ごろに帰してもらつて一応の落ちつきを取り戻した。ここに置いておけばさらに暴行、脅迫が加えられる、自分が強要されるおそれが現実に加えられる、こういう申し立てを入れて、先ほどお示しがありましたように、裁判所が曾根崎警察署留置場から大阪拘置所に留置場所を變更する決定をしておられるわけでありまして。こういう事案も、休みだということとそれができないというふうになれば大変なことになると思ひます。

さらにもう二つだけ、時間がある範囲で伺ひたいと思ひます。

大阪地方裁判所の刑事第八部で平成二年十二月四日にされた決定ですが、同庁二年(む)第六三六号事件についての決定主文をお示しただきたいと思ひます。

○島田最高裁判所長官代理者 それは勾留場所の指定に対する準抗告でございますが、生野警察署留置場に指定したものを取り消しまして、勾留場所を大阪拘置所にしたものでございます。

○冬柴委員 もう一件、大阪地方裁判所刑事第十一部が平成三年五月三十一日にした決定である同庁三年(む)第二四〇号事件についての決定主文もお示しただきたいと思ひます。

○島田最高裁判所長官代理者 同様に勾留場所の指定に対する準抗告でありまして、勾留場所の指定を取り消して大阪拘置所に變更したものでござい

ます。○冬柴委員 このように、被告人の身柄をめぐる弁護人と捜査官との非常なせめぎ合いといひますか、そういうものが繰り広げられるわけでありまして、休日になりますとどうして平日のようにはスムーズにいかないと思ひます。

そこで、裁判所は休日で、大きな庁であればそういう備えはあると思うのですが、例えば地方の支部とか、そういうところでこういうことが起こつた場合に対応できるのかどうか、この点について御答弁いただきたいと思ひます。

○島田最高裁判所長官代理者 従前から祝祭日あるいは土、日の休日には十分な体制をとつて緊急な事態に備えてまいつたところでござい

ます。○冬柴委員 檢察官がいらないということで見解がなかなか戻つてこないでいる場合が多いわけでありまして、法務省からもその点についての御答弁をいただきたいと思ひます。

○濱政府委員 今委員がお尋ねの、一つは勾留等の裁判についての檢察官の意見を求められた場合の檢察官の意見を回答することについて、それから、最初からお尋ねになつておられます捜査との関係での接見の指定、いずれにつきましても、今委員が仰せのように時間を急ぐ事態というのはよくあるわけでありまして、日ごろから檢察官への連絡体制を整備するというところで努力しております。今後ともそういうふうな努力をまいりたいと思ひます。

○冬柴委員 時間が参りましたけれども、法務大臣から一言、休日があふることによって被拘禁者の人権がいささかも軽んぜられないという担保措置を法務省がとつていただきたいと思ひます。それから、その決意をお伺ひして私の質問を終わりたいと思ひます。

○田原国務大臣 おっしゃる通りに、人権について十分配慮するようにやりたいと思ひますが、具

体的なことは私自身余り知りませんが、昔の経験で、職階制というのがありまして、職務給手職というのについて仕事の分析をしたことがありまして、そういうことなどサジェストして新体制をつくつていくように努力したいと思ひます。

○冬柴委員 どうもありがとうございました。

○浜田委員 本日は出夫君。

○木島委員 本法は裁判所の休日に関する法律の一部を改正して土曜を完全に閉庁しようというものでありますが、この法律が審議された一九八八年、昭和六十三年の八月二日付で、日弁連から最高裁の総務局長に対して次のような意見が出されております。

裁判所が国の行政機関ではなく、国民の裁判を受ける権利を保障する機関であることに鑑み、緊急性を有し、国民の裁判を受ける権利に重大な関係のあるつぎの事項については、人的・物的体制を確保し、単に申立の受理のみならず、それに対する裁判所側の処理(審理・決定・許可等)についても平常通りの対応がなされるよう、特段の配慮をされた。

一、保釈手続、令状手続、勾留の執行停止・準抗告手続、勾留理由開示手続

二、人身保護法による救済手続

三、保全手続(破産・和議・会社更生法等の特別法による保全手続を含む)

四、証拠保全手続

五、執行停止手続(行政事件を含む)

この日弁連の要望を受け、また国会での審議も受ける中、最高裁判所から一九八八年十月六日付で、「閉庁日に取り扱う事務の内容」として「閉庁日曜日に取り扱う事務は、基本的には、現在、日曜、休日に取り扱っている事務の内容とはほぼ同様である」として「即ち、1 事件の受付関係事務」「これは「訴状、起訴状等の受理」「2 令状請求に関する事務、逮捕状の発付等」「3 特に緊急を要する事件の処理」として「保釈、保全、執行停止等に関する事務で、裁判官の判断により、特に緊急を要するものについては、閉庁日におい

ても処理する。」日弁連の要望からすると、ちよつと後退したような最高裁の文章でございしますが、本改正法によって土曜日が完全に閉庁になりますと、一層日弁連が言っておりますように人的、物的体制を確保して国民の人権に遺憾のないことを期されると思うわけでありませう。

最高裁にお伺いをいたします。一九八八年十月六日に出された「閉庁日に取り扱う事務の内容」、この趣旨は一層徹底するという決意であると同つてよろしいですか。

○上田最高裁判所長官代理者 委員御指摘のとおり、日弁連からの要望を一層徹底していきたい、このように考えております。

○木島委員 ついでに、前回の基本法が策定されたときに附帯決議がなされておりました、「最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の努力をすべきである。」「一 土曜閉庁の実施に当たっては、裁判手続における国民の権利の行使に遺憾なきを期することはもとより、国民に対する司法サービスの低下を来すことのないようにすること。」今回は、特段の附帯決議をなすことにはならぬと思いますが、当然この附帯決議の趣旨は、この完全土曜閉庁においてなされなければいかぬと思うわけでありませう、この附帯決議について今回の法改正に当たってさらに努力をされる意向がありや否や、最高裁の決意のほどを伺いたいと思います。

○上田最高裁判所長官代理者 御指摘の附帯決議の趣旨に沿っていきたいと考えております。

○木島委員 今回の法改正によって完全週休二日制を実現することは、裁判官を初めとする職員の負担の軽減という立場から、日本共産党は賛成であります。しかし、それは国民の権利がいささかも後退するようなことがあつてはならないということも言うまでもありません。

そこで、国民の権利と負担の軽減とを調和させるといふことが一層重要になると思うわけでありませう。特に私は、こうした先ほど来他の委員からも指摘がありましたようないろいろな分野にあら

われている国民の権利を全うするためには、裁判官の数が一層ふえなければならぬことはもちろんのこと、これにつなぐ裁判所職員の数も非常に重要になってきておると思うわけでありませう。そこで、小規模の旧甲号支部のように職員が非常に少ない裁判所におきましては、宿日直体制を維持するというのは一層重要であり、大変なことになってくるのではないかと御紹介いたしますと、例えば沖縄県の平良支部などは、裁判官一人に對して職員十九、うち女性が三人であります。私の長野地方裁判所の飯田支部では、裁判官三人に對して職員数が二十人、そのうち女性が六人でありませう。この体制で土、日の宿日直を全うするというのは、職員にとつてもこれは大変なことであろうかと思つておられます。お聞きしますと、日直は二人体制、宿直は一人体制だとのことであり、裁判所職員の中に占める女性の数が全体で大体二七、八%までいっておるとのことだと思つておられるので、現実にはこういう小さな裁判所で、現行で職員の宿日直はどのくらい負担があるのか、私、緊急な質問なので恐縮なんです、わかつておる限りでお答えいただきたいと思つておる。

○上田最高裁判所長官代理者 職員数二十名ぐらゐのところで調べましたところ、現行では月平均二・四回の宿直となっております。

○木島委員 もうちよつと大きな裁判所になるとのくらゐかは御答弁できるでしょうか。

○上田最高裁判所長官代理者 職員数が八十人のところを調べましたところ、月一・五回となっております。

○木島委員 御答弁にありますが、小さな裁判所の職員はどの程度の職員が休んでいるときにみてもかかわらず宿日直で頑張つておるということが言えると思うのです。今回土曜日が完全に休みになると、これがさらに、ほかの職員が休んでいるときに宿日直で守らなければいかぬことが新たにふえるわけですね。そうしますと、やはり裁

判所の職員の数も本法改正に見合つて配置すべきは配置する、ふやしていくということがな重要になると思つておられます。

裁判所にお聞きしますが、こうした完全週休二日制に伴う職員の数をこれに見合ふようにふやしていくという意向についての決意のほどを伺いたいと思つておる。

○上田最高裁判所長官代理者 このたびの完全週休二日制のために増員するということはやつておると思つておる。

○木島委員 しかし、土、日で職員がおらなかつたことをもつて国民の人権に遺憾があつては絶対にならぬわけですね。遺漏のなきように万全を期していただきたいと思つておる。

今の政府がとつておられます臨調・行革路線の根本精神は、人はふやさない、予算もつけない、しかし能率は落とさせない、こういう基本路線のもとで今回のように閉庁日がふえるということになりますと、土曜閉庁によつて宿日直のローテーションが職員にとつてはかえつて一層厳しくなるということも、全司法労働組合などからは指摘されておるわけでありませう。週休二日制実施に伴う職員の負担軽減という利益を全うさせるためには、やはりしかるべき人員をそれに伴うしかなるべき予算、これが何といつても確保されること、そういう立場から最後に一言法務大臣の所信を伺います、この法律改正の趣旨を全うするためにしかるべき人員、予算を確保する、昨年来法務大臣におかれましては、裁判所職員の増員また法務省職員の増員のために努力されておることを重々私は承知しておるわけでありませう、一層の努力を期待し、要望したいと思つておるわけでありませう。

法務大臣の決意のほどを伺ひまして、質問を終わらせていただきます。

○田原国務大臣 この問題に関しては、裁判所で適正迅速な審理を実現するために人的、物的な整備を図るべく種々の施策がとられておることはよく承知しておられます。ただ、裁判所のことに余り

口を出しますととかく誤解を招きますので、そういう予算とか、法務省が言うならば委託的に受けて要求するとか、そういうときには一生懸命頑張りますから、全体の裁判の内容にかかわるようなことまでにはとても及べないということを御理解の上、一生懸命頑張ります。

○木島委員 内容じゃなくて充実にするために人をふやせ、金をふやせという要求でありますから、ぜひ遠慮なく頑張つていただきたいということを申し述べまして、終わらせていただきます。

○浜田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○浜田委員長 これより討論に入るのであります、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○浜田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○浜田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○浜田委員長 次回は、明二十七日金曜日午後零時三十分理事會、午後一時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後三時二分散會

裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律

裁判所の休日に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（民事訴訟法の一部改正）

2 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五百六条第二項中「毎月ノ第二土曜日若クハ第四土曜日」を「土曜日」に改める。

（刑事訴訟法の一部改正）

3 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第三項中「毎月の第二土曜日若しくは第四土曜日」を「土曜日」に改める。

理由

裁判所において完全週休二日制を実施するため、すべての土曜日を裁判所の休日とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法務委員会議録第一号中正誤

ページ 段 行 誤

正

五二 元 ところ

ところ

二四 三 なんて

なんて

四一 末七 制度改革

制度改革

三三 求めたい、

まとめたい、

三三 三 継続

係属

三二 二 感じて、

感じて、

平成四年四月六日印刷

平成四年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局